

目 次

はじめに

第1 シルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業の概要	18
1 労働者派遣事業導入の経緯	18
(1) 10年にわたる検討	18
(2) シルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業の法制化	21
2 シルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業	22
(1) 新しい就業支援システムとしてのシルバー派遣事業	26
3 派遣法及び派遣則の適用関係	27
(1) 派遣法の適用条文	27
(2) 高齢法による派遣法の読み替え	28
(3) 派遣法の適用除外	29
(4) 高齢則において定めるシルバー連合が行うシルバー派遣事業の届出等に関する規定	30
4 労働基準法等の適用に関する特例等	33
5 その他	33
第2 シルバー派遣事業の実務	34
1 シルバー派遣事業の実施体制	34
(1) 実施体制の概要	34
(2) 法制上の実施体制	34
(3) シルバー派遣事業におけるセンターの役割	35
2 派遣元事業主としてのシルバー連合の組織と業務	35
(1) 実施体制	35
(2) 業務の概要	36
3 実施事業所の組織と業務	36
(1) 実施体制	36
(2) 業務の概要	37
(3) センター(実施事業所)で行う業務	38
4 シルバー派遣事業の届出手続	40
(1) 事業開始の届出	40
(2) 届出要件等	41
(3) 変更・廃止届出	42
5 届出後のシルバー派遣事業の実施	42
(1) 届出書等の備付	42
(2) 名義貸しの禁止	43
(3) 事業報告等	43
(4) 情報提供	43
(5) 労働争議に対する不介入	44

(6) 個人情報の保護	44	(1) 「労働者派遣事業」の意義	71
(7) 派遣労働者の保護等に関する措置	45	(2) 「業として行う」の意義	71
6 シルバー派遣事業の日常業務	45	(3) 適用除外業務との関係	71
(1) 標準的な事務の流れ	45	(4) 「登録型派遣」と「常用型派遣」	71
(2) 業務処理の留意点	50	4 紹介予定派遣	72
7 比較対象労働者の待遇情報の入手	51	5 派遣法の適用範囲	72
8 派遣労働会員の待遇の検討及び決定	52	(1) 派遣法の適用範囲の原則	72
9 労働者派遣契約	52	(2) 船員に対する派遣法の適用除外	72
(1) 契約事項	53	第4 適用除外業務等	73
(2) 派遣労働者の人数の定め	53	1 適用除外業務に係る制限	73
(3) 契約変更の留意事項	53	2 適用除外業務の範囲	73
10 労働契約	53	(1) 港湾運送業務	73
(1) 基本事項	56	(2) 建設業務	73
(2) 労働契約の名義	56	(3) 警備業務	74
11 派遣労働会員就業規則	56	(4) その他の業務	75
(1) 就業規則の必要性	57	3 適用除外業務以外の業務に係る制限	76
(2) 就業規則作成の実務	57	第5 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置に係る手続	77
12 会計・経理・労災保険等の事務処理	57	1 事業主の行う許可手続について	77
(1) 派遣料金の算定	58	(1) 許可の概要	77
(2) 派遣料金算定の留意事項	59	(2) 許可の申請手続	77
(3) シルバー派遣の会計	60	(3) 許可要件(許可の欠格事由)	78
(4) シルバー派遣の税務	60	(4) 許可要件(許可の基準)	83
(5) 労災保険料	63	(5) 許可の条件	93
(6) 派遣労働会員の傷害、賠償事故への保険対応	64	(6) 労働者派遣事業制度に係る周知	94
第3 労働者派遣事業の意義等	64	2 許可の有効期間の更新手続について	94
1 労働者派遣	64	(1) 許可の有効期間	94
(1) 「労働者派遣」の意義	64	(2) 許可の有効期間の更新の手続	94
(2) 請負との関係	67	3 事業主の行う変更の届出手続	95
(3) 出向との関係	68	(1) 変更の届出	95
(4) 労働者供給との関係	69	(2) 変更届出関係書類	96
(5) 派遣店員との関係	70	4 事業廃止届出手続	101
(6) その他	70	(1) 労働者派遣事業の廃止の届出	101
2 派遣労働者	70	(2) 許可の効力	101
(1) 「派遣労働者」の意義	70	5 許可証の取扱い	101
(2) 「事業主が雇用する労働者」の意義	70	(1) 許可証の備付け及び提示	101
(3) 「労働者派遣の対象」の意義	71	(2) 許可証の再交付手続	102
(4) 有期雇用派遣労働者と無期雇用派遣労働者	71	(3) 許可証の返納手続	102
3 労働者派遣業	71	6 名義貸しの禁止	103

7 その他	103	(1) 比較対象労働者の内容	127
(1) 手数料の納付手続一覧	103	(2) 比較対象労働者の選定基準	129
(2) 用語の整理	103	(3) 情報提供の方法	132
(3) 事業主の行う手続の種類	105	(4) 情報提供に係る書面等の保存	132
(4) 労働者派遣事業関係手続提出書類一覧	106	(5) 情報提供すべき事項	133
	108	(6) 労働者派遣契約に、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者を協定対象 派遣労働者に限定することを定める場合	134
第6 事業報告等		(7) 比較対象労働者の待遇に関する情報の取扱い	135
1 事業報告	108	(8) 派遣先に雇用される通常の労働者がいない場合の取扱い	135
(1) 事業報告書	108	(9) 変更時の情報提供	135
(2) 収支決算書	108	(10) 変更時の情報提供の内容	135
(3) 提出期限	108	(11) 比較対象労働者の待遇等に関する情報を提供せず、又は虚偽の情報を提供した場合の取扱 い	136
2 関係派遣先に対する労働者派遣の制限等	109	5 派遣料金の配慮	136
(1) 関係派遣先の範囲	109	6 派遣元事業主であることの明示	136
(2) 派遣割合の算出方法	109	7 労働者派遣契約の解除の制限	137
(3) 提出期限	109	8 派遣労働者の保護等のための労働者派遣契約の解除等	137
3 海外派遣の届出	109	9 労働者派遣契約の解除の非遡及	137
4 事業所ごとの情報提供	109	10 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	138
(1) 情報提供すべき事項	110	(1) 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置	138
(2) マージン率の算出方法	110	(2) 派遣先の講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	138
(3) 情報提供の方法等	110	(3) 派遣元事業主の講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	139
5 労働争議に対する不介入	111	(4) その他	139
6 個人情報の保護	111	第8 派遣元事業主の講ずべき措置等	140
(1) 個人情報保護の概要	111	1 特定期雇用派遣労働者等の雇用の安定等のための措置	140
(2) 個人情報の収集、保管及び使用	111	2 派遣労働者に対するキャリアアップ措置	141
(3) 個人情報の適正管理	113	(1) 段階的かつ体系的な教育訓練	141
(4) 個人情報の保護に関する法律の遵守等	114	(2) 段階的かつ体系的な教育訓練に関する留意点	143
(5) 秘密を守る義務	115	(3) 希望者に対するキャリアコンサルティング等の実施	143
7 労働者派遣契約	116	(4) その他の留意事項	144
1 労働者派遣契約の意義	116	3 派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇の確保のための措置	144
2 契約の内容等	116	(1) 均衡待遇	144
(1) 契約事項	116	(2) 均等待遇	146
(2) 派遣労働者の人数の定め	121	(3) 同一労働同一賃金ガイドライン	148
(3) 労働者派遣契約の定めに関する留意事項	121	(4) 短時間・有期雇用労働者である派遣労働者についての短時間・有期雇用労働法の適用	149
(4) 労働者派遣契約の締結に際しての手続	124	(5) 留意点	150
3 派遣可能期間の制限に抵触する日の通知	125	4 一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保のための措置	151
(1) 通知の趣旨	126	(1) 労使協定の締結方法	151
(2) 通知の方法	126		
(3) 派遣労働者への明示	126		
4 比較対象労働者の待遇等に関する情報の提供	126		

(2) 労使協定の保存	152	(1) 通知の趣旨	178
(3) 労使協定の対象とならない待遇	152	(2) 通知すべき事項	178
(4) 労使協定の記載事項	152	(3) 通知の方法	180
(5) 労使協定の周知	154	(4) 通知の手続	180
(6) 行政機関への報告	155	(5) 通知に際しての留意点	180
(7) 協定対象派遣労働者に対する安全管理に関する措置及び給付	155	15 労働者派遣期間の制限の適切な運用	181
5 職務の内容等を勘案した賃金の決定	155	(1) 派遣期間制限の意義	181
(1) 職務の内容等を勘案した賃金の決定の対象外となる賃金	156	(2) 派遣期間制限の適切な運用のための留意点	182
(2) 具体的な措置の内容	156	16 日雇労働者についての労働者派遣の禁止	183
6 就業規則の作成等における派遣労働者の過半数を代表する者への意見聴取	157	(1) 禁止の例外	183
7 派遣労働者等の福祉の増進	157	(2) 原則禁止の例外要件の確認方法	184
(1) 直接雇用の推進	158	(参考) 令第4条の業務	185
(2) 派遣労働者等の福祉の増進に関する留意点	158	17 離職した労働者について労働者派遣の禁止	194
(3) 育児休業から復帰する際の就業機会の確保	159	18 派遣元責任者の選任	194
(4) 障害者である派遣労働者の有する能力の有効な發揮の支障となっている事情の改善を図る ための措置	159	(1) 派遣元責任者となる者の要件	194
8 適正な派遣就業の確保	159	(2) 派遣元責任者の選任方法	195
(1) 具体的配慮の内容	159	(3) 派遣元責任者講習の受講	195
(2) 安全衛生に係る措置	159	(4) 製造業務専門派遣元責任者の選任	196
9 待遇に関する事項等の説明	161	(5) 派遣元責任者の職務	196
(1) 派遣労働者として雇用しようするときの説明	161	19 派遣元管理台帳	198
(2) 派遣労働者として雇い入れようとするときの明示及び説明	162	(1) 派遣元管理台帳の作成方法	198
(3) 労働者派遣をしようするときの明示及び説明	164	(2) 派遣元管理台帳の記載方法	198
(4) 待遇の相違の内容及び理由等の説明	165	(3) 派遣元管理台帳の記載事項（法定事項）	198
10 派遣労働者であることの明示等	167	(4) 派遣元管理台帳の保存	202
(1) 雇入れの際の明示	168	20 労働・社会保険の適用の促進	202
(2) 雇入れ後、派遣労働者とする場合の明示及び同意	168	21 関係法令の関係者への周知	203
(3) 派遣労働者であることの明示等に関する留意点	168	22 派遣労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止等	203
11 派遣労働者に係る雇用制限の禁止	169	23 性・障害の有無・年齢による差別的な取扱いの禁止等	203
12 就業条件等の明示	169	(1) 派遣労働者の性別の労働者派遣契約への記載の禁止等	203
(1) 明示すべき就業条件等	170	(2) 障害者であることを理由とする不当な差別的取扱いの禁止等	203
(2) 期間制限に抵触することとなる最初の日の明示	172	(3) 年齢による不合理な差別的派遣に対する指導等	204
(3) 明示の方法	172	(4) 派遣労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止に向けた取組	204
(4) 明示に関する留意点	173	24 紹介予定派遣	204
13 労働者派遣に関する料金の額の明示	177	(1) 紹介予定派遣の期間	204
(1) 明示すべき派遣料金の額	177	(2) 派遣先が職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由の明示	205
(2) 明示の方法	177	(3) 派遣就業期間の短縮	205
14 派遣先への通知	178	(4) 求人・求職の意思確認を行う時期、及び職業紹介を行う時期の早期化	205
		(5) 紹介予定派遣における派遣労働者を特定することを目的とする行為	205

(6) その他	206	(2) 労働者募集情報の提供	232
25 紹介予定派遣以外の派遣として派遣就業を開始した場合における求人条件の明示等	206	9 派遣先での正社員化の推進	233
26 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講すべき措置に関する指針	206	(1) 具体的な措置の内容	233
27 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針	207	10 労働契約申込みなし制度	234
28 派遣元事業主が講すべき措置に関する指針	207	11 離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受け入れの禁止	234
第9 派遣先の講すべき措置等	217	(1) 概要	234
1 派遣先の講すべき措置	217	(2) 通知の方法	235
2 労働者派遣契約に関する措置	217	12 派遣先責任者の選任	235
(1) 労働者派遣契約に定める就業条件の確保	217	(1) 派遣先責任者の適切な選任及び適切な業務の遂行	235
(2) 労働者派遣契約の定めに違反する事実を知った場合は正措置等	218	(2) 派遣先責任者の選任の方法	235
(3) 派遣法第43条による準用	218	(3) 派遣先責任者の職務	236
3 適正な派遣就業の確保	218	(4) 派遣先責任者講習の受講	237
(1) 苦情の適切な処理	218	13 派遣先管理台帳	238
(2) 適正な就業環境の確保	219	(1) 派遣先管理台帳の作成及び記載方法	238
(3) 障害者である派遣労働者の適正な就業の確保	220	(2) 派遣先管理台帳の記載事項	238
(4) 雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストへの労働者派遣の受け入れ	220	(3) 派遣先管理台帳の保存	240
(5) 安全衛生に係る措置	220	(4) 派遣元事業主への通知	241
4 派遣先による均等待遇の確保	222	14 労働・社会保険の適用の促進	242
(1) 教育訓練・能力開発	222	15 関係法令の関係者への周知	242
(2) 福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)	222	16 派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止	242
(3) 福利厚生((2)の施設を除く。)	223	17 性別・障害の有無・年齢による差別的取扱いの禁止等	243
(4) 派遣先の労働者に関する情報、派遣労働者の職務遂行状況等について提供する配慮義務	223	(1) 性別による差別的取扱いの禁止等	243
(5) 派遣先が業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を実施せず、又は福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)の利用の機会を付与しない場合の取扱い	223	(2) 障害者であることを理由とする不当な差別的取扱いの禁止等	243
5 派遣先の事業所単位の期間制限の適切な運用	224	(3) 派遣労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止に向けた取組	243
(1) 派遣可能期間の考え方	224	(4) 16の「派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止等」との関係	243
(2) 派遣可能期間の延長等	226	18 紹介予定派遣	244
(3) 派遣先の事業所単位の期間制限の適切な運用のための留意点	229	(1) 紹介予定派遣を受け入れる期間	244
6 派遣労働者個人単位の期間制限の適切な運用	230	(2) 職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由の明示	244
(1) 期間制限の考え方	230	(3) 派遣労働者の特定に当たっての年齢・性別・障害の有無による差別防止に係る措置	244
(2) その他	231	(4) 派遣労働者の特定	244
7 期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合の取扱い	231	(5) 派遣就業期間の短縮	245
(1) 概要	231	(6) 求人・求職の意思確認を行う時期、及び職業紹介を行う時期の早期化	245
(2) 労働契約申込みなし制度	231	19 派遣労働者の判断で行う派遣就業開始前の事業所訪問等	245
8 特定有期雇用派遣労働者の雇用	231	(1) 派遣就業開始前の事業所訪問等	245
(1) 優先雇用の努力義務	232	(2) 紹介予定派遣以外の派遣として派遣就業を開始した場合における求人条件の明示等	245

22 派遣先が講ずべき措置に関する指針	246	(2) 改善命令	283
第10 労働基準法等の適用に関する特例等	257	(3) 労働者派遣の停止命令	283
1 概要	257	(4)～(6) 勧告、公表等	283
2 労働基準法の適用に関する特例等	263	第15 無許可で労働者派遣事業を行った事業主の公表	284
3 労働安全衛生法の適用に関する特例等	265	第16 派遣元責任者講習	285
4 じん肺法の適用に関する特例等	269	1 派遣元責任者講習	285
5 作業環境測定法の適用の特例	271	(1) 概要	285
6 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用の特例	271	(2) 講習機関の要件	285
7 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用の特例	271		
8 労働施策総合推進法の適用の特例	272		
第11 紛争の解決	273		
1 苦情の自主的解決	273		
(1) 概要	273		
(2) 意義	273		
2 紛争の解決の促進に関する特例	273		
3 紛争の解決の援助	274		
(1) 概要	274		
(2) 意義	274		
(3) 援助を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止	274		
4 調停	274		
(1) 概要	274		
(2) 意義	274		
(3) 調停の対象となる事案	275		
(4) 調停の申請をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止	275		
(5) 調停の手続	275		
第12 個人情報保護法の遵守等	276		
1 概要	276		
2 個人情報保護法等の規定並びに派遣元事業主が講ずべき措置及びその主な留意点等	276		
第13 違法行為の防止、摘発	278		
1 労働者等の相談への対応	278		
2 派遣元事業主、派遣先への周知徹底	278		
3 指導及び助言	278		
4 報告	279		
5 立入検査	279		
第14 違法行為による罰則、行政処分及び勧告・公表	280		
1 違法行為による罰則	280		
2 違法行為による行政処分	282		
(1) 労働者派遣事業に係る行政処分	282		

参照条文等

1 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（抜粋）	288
2 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（抜粋）	294
3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	297
4 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令	327
5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則	336
6 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示	365
7 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の2 第1項第3号ロの規定に基づき厚生労働大臣の定める日数	366
8 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針	367
9 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針 (抜粋)	372
10 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針	388
11 労働基準法（抜粋）	396
12 労働安全衛生法（抜粋）	414
13 じん肺法（抜粋）	437
14 作業環境測定法（抜粋）	443
15 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抜粋）	451
16 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（抜粋）	455
17 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (抜粋)	458
18 労働契約法（抜粋）	460
19 最低賃金法（抜粋）	463
20 雇用保険法（抜粋）	466
21 労働組合法（抜粋）	468
22 労働者災害補償保険法（抜粋）	470

6 シルバー人材センター等労働者派遣事業廃止届出書（シ様式第4号）	488
7 シルバー人材センター等労働者派遣事業報告書（シ様式第5号）	489
8 シルバー人材センター等労働者派遣事業収支決算書（シ様式第6号）	497
9 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業に係る届出等 様式の一部改正等について	499
10 参考 労働者派遣事業許可様式（様式第1号、第3号、第5号、第8号）	501

申請・届出等様式

1 シルバー人材センター等労働者派遣事業届出書（シ様式第1号）	474
2 シルバー人材センター等労働者派遣事業計画書（シ様式第2号）	477
3 キャリア形成支援制度に関する計画書（シ様式第2号-2）	481
4 雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書（シ様式第2号-3）	483
5 シルバー人材センター等労働者派遣事業変更届出書（シ様式第3号）	484